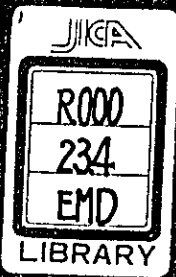


# 海外開発青年ハンドブック

昭和60年11月

国際協力事業団  
移住事業部



JICA LIBRARY



1001102[1]

# 海外開発青年ハンドブック

昭和60年11月

国際協力事業団  
移住事業部

国際協力事業団	
受入 月日 '86. 3. 20	R000
登録No. 12505	234
	EMD

# 目 次

<b>I 総 論</b>	
1. はじめに .....	1
2. 海外開発青年制度構想について .....	3
3. 制度のあらまし .....	5
4. 目 的 .....	5
5. 活動する国、場所 .....	6
6. 「海外開発青年事業実施要綱」 .....	6
<b>II 渡航前訓練</b>	
1. 目 的 .....	10
2. 訓練方式 .....	10
3. 期 間 .....	10
4. 場 所 .....	10
5. 訓練講習内容 .....	10
<b>III 渡航前の手続き</b>	
1. 海外開発活動に係る基本的約定 .....	11
2. 自立創業資金積立金に係る国内銀行口座の開設 .....	11
3. 訓練終了から出発まで .....	12
4. 出発前の手続き .....	14
5. 滞在査証 .....	14
6. 別送荷物（アナコン） .....	15

<b>IV 青年に対する J I C A の給付・支援</b>	
1. 海外手当の給付	16
2. 自立創業資金積立金の給付	17
3. 往復旅費等の給付	17
4. 諸補償制度	18
5. その他の支援	19
6. 「海外開発青年の海外手当等に関する基準」	19
<b>V 青年に求められる義務</b>	
1. 受入機関に対する義務	30
2. J I C A との約束	30
<b>VI 海外活動の実際</b>	
1. 活動中の心得と手続き	31
1) 着任時の手続き	31
2) 緊急事態の対応	31
2. 現地活動期間及び期間中の青年の取扱い	35
1) 現地活動期間	35
2) 他地域調査	35
3) 受入機関の変更	35
4) 一時帰国	35
5) 配偶者などの呼寄せ	35
6) 資格の喪失	36
<b>VII 活動終了後の進路</b>	
1. 想定されるケース別分類	37
2. 活動終了後の取扱い	38

3. ケース別 J I C A 給付の取扱い	39
------------------------	----

## Ⅷ 帰国時の手続き

1. 帰国準備	41
2. 帰路変更	43
3. スケジュール変更	44

## Ⅸ 帰国後の手続き

1. 帰国届	45
2. 自立創業資金積立金解約	45
3. 部長面接	45
4. 移住相談	45
5. アナカン引取り	45
6. J I C A 国内支部への挨拶	45

### <参考>

- 移住に関係の深い J I C A 現地支部一覧表
- 国際協力事業団国内機関一覧表

# I 総論

## 1. はじめに

- (1) 今、海外諸国には、北米・中南米の国々を中心に約180万人の日系人が住んでいます。

日系人とは、一般になじみの薄い言葉ですが、すでに海外に移住して、そこに根を下した人とその子孫。そして現在も永住の目的で渡航して行く人々（1年に2～3千人位）を一括した総称と理解して下さい。

この人々は、日本とは異質な風土と社会の中で、営々と新生活づくりに励んだ結果、自分の生活水準を著しく上げたばかりでなく、周辺地域社会の開発、発展という大きな波及効果をもたらし、今もそれを拡げつつあります。

このような日系人の活躍ぶりは、当然その国の政府や市民の間でも広く知られており、周囲から親しまれ信頼されている日系市民の存在は、それぞれの国における対日イメージの形成に少なからぬ役割を果たしています。

このような人々が構成している日系社会が、今後一層の充実、発展に向けて努力を重ねることは、その居住国と日本の双方にとって望ましいことであり、日本側としても、できる範囲内で、これを側面から支援すべきでしょう。

- (2) 一方、経済、文化、その他の面で着実に国際化が進んでいる日本では、個人ベースでも外国旅行、留学、一時滞在などを通じて海外事情を実際に見聞する人の数は、増加する一方です。

この動向と平行して、単なる見聞の収集にあきたらず、自分の生活の基盤を日本からその国に移せないものかと、心の奥で望んでいる人も確かに増えてきました。

このような海外定住志向の人にとって、中南米の国々は、最も願望実現の機会に富み、日本とは非常に異なる風土と社会を舞台として、自己の生活を



伸ばして行ける可能性豊かな地域です。

なぜならば、中南米諸国はコロンブスの新大陸発見以後に成立した“若々しい国”で、その陽気な国民性と融合した日系人が、今もなお多様な可能性に向けて、様々な活動を展開しているところだからです。

(3) しかし、そうはいつでも中南米諸国は、地球儀の上で反対の位置にあり、いかに日本人の海外旅行が盛んになっても、日本ではあまり知られていない地域です。

日系人を含む現地社会の実情や、そこに根を下すノウハウの入手は、日本国内では簡単ではありません。

そこで、ここに紹介する海外開発青年事業が、(1)の中南米日系社会の、より良き将来に向けての動きと、(2)の日本国内の底流にある海外定住志向を結びかけ橋として構想されたものです。

## 2. 海外開発青年制度構想について

1) 昭和58年末から本年度初めにかけて実施された海外移住事業評価調査の総合報告書において、移住は日本人が定着し、長期的に相手国の開発に貢献することから国際経済協力上多大の成果を挙げているとともに、勤勉で誠実な人間としての日本人の評価を高めることにより、他に比類なく持続的な国際友好親善の役割を果たしているとの評価を与えられており、日本の平和と安全に寄与するという見地から、今後総合安全保障の一環として前向きに推進すべきであると提言されています。

ついでこの重要な意義をもつ移住について、現地からの強い後継移住者の受入要望に対し、日本はあらゆる工夫をこらしてより優秀な人材の送出に努めるべきであるとあり、とくに後進性の強い南米諸国への新しい方法として、移住と技術協力を連繫させた思想の下に2)の案を提示されました。

2) その提案の骨子は次の通りです。

(1) 国として日本人の定着による開発及び友好親善の効果を更に高めるには、これ迄以上にレベルの高い人材の送出に努める必要があるが、発展途上の受入国に対し、渡航以前に定着の決意を求め、確たる生活及び将来の見通しも無いままに未知の世界に送出する現在の方式は今日の日本の気風に即応せず、優秀な希望者を得られない可能性が非常に強い。

人の一生がかかった重大な決意は、十分な現地体験を経た後なされるべきである。

(2) このため有能な技術を持った選別された青年が、一定期間海外日系社会に関与する分野の開発に参加し、それ自体において自分の適応性と将来計画を自ら確め得た者が以降定着することとすべきである。

(3) 現地体験期間の活動は青年海外協力隊と類似している。しかもその目的である定着の効果と人生決断の重味を加味する時、往復の旅費、体験期間の生活保障等の待遇は当然協力隊に準じて然るべきであり、定着決意者に

はその事業計画遂行のための資金援助も国が行うことが必要である。

- (4) 本方式は今の時代優秀な人材を集める有効な方途であると考えられるので、早急に発足させその確認の上漸次拡大して従来型に置き換えて行く方向を採られたい。

以上のような提言を受けて、開発途上国への技術協力や、日本人の海外移住の援助業務を担当している政府関係機関の国際協力事業団（Japan International Cooperation Agency。以下JICAと略称する。）が、この事業の制度化を図り、その実施に当たるものです。

### 3. この制度のあらまし

はじめに述べたところの要約になりますが、中南米の日系社会では今、現代日本の技術とセンスを身につけた優秀な日本青年の参加を求めており、その現地活動によって、日系社会の一層の充実、発展を促進させようと望んでいます。

一方日本国内では、中南米の国々を舞台として、自己の新しい生活を築けないものかと、強い関心を持っている人々が多数います。

この二つの求めを結び合わせ、その実現の方法を定めたものが、この制度です。

簡単にいえば、この制度は、水準の高い技術と、南米定着に強い関心を持つ青年を、現地日系社会の組織団体に引受て貰い、青年に一定期間（以下、活動期間という）、そこでの仕事に従事して頂たくというもので、その目的は次のようなものです。

### 4. 目 的

水準の高い技術を持った海外開発青年（以下、「青年」という）を日系社会関連分野において3年間活動せしめ、

- (1) 青年が、その現地体験を通じて、当該地域に係る理解を深め、自らの判断で、将来希望国に定着し得るよう、その基盤造りを容易ならしめ、
- (2) 青年の持てる技術を有効に発揮せしめ、もって当該地域の一層の発展、充実に資する。

ことを目的とする。

## 5. 活動する国，場所

海外開発青年が活動する国は，中南米の日系社会が形成されている国々です。

送出先は，ブラジル，アルゼンティン，パラグアイ，ボリビア，コロンビア，ペルー，ドミニカ等が予定されています。

これらの国で，日系社会の生活向上と係わりが深く，それを推進しているような役割を果たしている公的機関または日系民間団体（以下，受入機関という）に籍を置き，日常活動にあたります。

海外開発青年は，この受入機関と現地労働法に基づく就業契約を結ぶこととなります。

ある人が，どの国のどの受入機関で活動するかは，ご本人の持っている技能，希望，適性などと受入機関の諸条件とを照合して総合的に考慮されて決められます。

## 6. 「海外開発青年事業実施要綱（国協達第22号）」

（別紙の通り）

海外開発青年事業実施要綱を次のとおり定める。

昭和60年6月1日

国際協力事業団

総裁 有田圭輔

国協達第22号

### 海外開発青年事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、開発途上地域において日本人移住者及びその子弟の生活の向上発展に指導的かつ推進的役割を果たしている現地政府、現地地方公共団体及び民間団体等が必要とする技術、技能を有する優秀な青年を日本国内において選抜し、これらの団体等(以下「受入機関」という。)とこれらの青年(以下「海外開発青年」という。)との間に雇用契約を締結せしめた上で移住者として送出し、一定期間受入機関において活動せしめ、もって海外開発青年が、その現地体験を通じ現地地域社会に関する知識等を十分に吸収し、的確な自らの判断に基づいて将来希望国に定着し得る基盤造りを容易ならしめるとともに、受入機関の事業の充実・活性化に寄与せしめることにより、日本人移住者及びその子弟の生活の向上に資することを目的とする海外開発青年事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(受入機関の募集及び選定)

第2条 国際協力事業団(以下「事業団」という。)は、事業団海外事務所を通じて受入機関を公募する。

2 事業団は、受入機関の選定に当たっては、海外事務所の長が作成する受入職種及び受入機関が海外開発青年を必要とする事情等を明らかにした受入希望調査表に基づき、その内容が本事業の目的に適し、真に意義のあるものであるかを吟味して行うものとする。

(海外開発青年の募集・応募相談)

第3条 事業団は、事業団国内支部等を通じて海外開発青年を公募する。

2 事業団は、公募に当たっては、地方公共団体等の協力を得るように努め、応募相談者に対しては、前条第2項の受入希望調査表に基づき、正確な情報の提供に努めるものとする。

(海外開発青年の選考)

第4条 事業団は、海外開発青年の選考に当たっては、当該青年が心身共に健全であり、かつ、別に定める年齢及び学歴に係る資格のほか、次に掲げる要件を満たす者であることを基準とするものとする。

- (1) 将来、海外に移住する希望を有すること。
- (2) 本制度の趣旨を体して誠実に活動する意志を有すること。
- (3) 受入機関の必要とする技術、技能を有すること。

2 事業団は、選考された海外開発青年の希望及び適性を考慮して当該青年に係る受入機関を決定するものとする。

(受入機関の義務)

第5条 受入機関は、海外開発青年に対し、給与・福利厚生その他労働条件について、当該受入機関の同等の従業員に与えられる処遇と同一の処遇を与えることを、事業団に対し保証しなければならない。ただし、給与については、当該受入機関が営利を目的としない団体である場合において、事業団が適当と認めるときはこの限りでない。

(海外開発青年の義務)

第6条 海外開発青年は、現地における活動を通じ、将来希望国に移住するため

の現地地域社会に関する知識を十分に吸収しなければならない。

- 2 海外開発青年は、原則として、事業団が指定する期間、事業団が指定する受入機関において、その者の有する技術・技能を適正に発揮しつつ、誠実に役務を提供しなければならない。

(海外開発青年に対する事業団の措置)

第7条 事業団は、海外開発青年の送出に当たっては、別に定めるところにより、国内において必要な講習を行い、その経費を負担するものとする。

- 2 事業団は、海外開発青年に対し、別に定めるところにより、海外手当等を支給する。

- 3 事業団は、海外開発青年としての活動終了後当該海外開発青年が希望する国に移住するに当たり、必要な融資の実施等の援助措置を考慮するものとする。

(受入機関に対する事業団の措置)

第8条 事業団は、受入機関が本事業の目的に関連し、海外開発青年の活動の場として、事業団の農業試験場等の施設利用を要請する場合は、必要に応じこれを認めることができるものとする。

附 則

この要綱は、昭和60年6月1日から施行する。



## Ⅱ 渡航前訓練

### 1. 目的

海外開発青年事業の目的を達成するため、青年が本事業の意義と制度についての認識を深め、かつ現地活動上の適応力を高めることを目的として、次の諸点を主眼として渡航前の訓練講習を実施します。

- (1) 海外で活躍する日本人および日系人の活動を理解し、未知の世界に挑戦し、自己の技術を辛抱強く発揮しようとする積極性
- (2) 環境の変化を超えて初心を貫く意志と情熱
- (3) 異質社会での労働と生活への積極的適応
- (4) 他人の考え方についての理解力と自己の考え方を主張し得る表現力
- (5) 現地での活動に耐え得る精神的・肉体的抵抗力

### 2. 期間：約3ヶ月間

### 3. 訓練方式：

集団・合宿方式（当初の2ヶ月間）及び個別方式

### 4. 場所：

海外移住センター（当初の約2ヶ月間。その後の約1ヶ月間は所外訓練）

### 5. 訓練講習内容

（別冊「海外開発青年訓練講習概要」参照）

### Ⅲ 渡航前の手続き

#### 1. 海外開発活動に係る基本約定

- 1) 青年対JICA：JICAの給付及び青年の義務等に係る合意書。

「合意書」の趣旨・内容については、渡航前訓練中に説明いたします。

尚、「合意書」の署名・押印は、本邦出発直前に海外移住センターに於いて行います。

「事業団と青年との合意書」（別紙参照）

- 2) 受入機関対JICA：青年の現地活動管理、指導に係る覚書。

「事業団と受入機関との覚書」

- 3) 青年対受入機関：現地労働法に基づく就業契約。

(注) 青年と受入機関との就業契約書は、各国の労働法や、受入機関の状況が異なることからその契約事項、形式等に関しては個別に設定されることとなります。そのため、契約書の統一フォームの設定は不可能であり、掲載は省略することにしました。

#### 2. 自立創業資金積立金に係る国内銀行口座の開設

JICAの指示に基づき、上記積立金専用口座を開設して頂きます。（積立金の趣旨・内容に関しては、IV.JICAの支援の2を参照のこと。）

### 3. 訓練終了から出発まで

訓練終了から出発までの期間は、渡航先国の入国許可発給具合が関係しますが、約1ヶ月間をメドとしています。出発についての具体的な指示は海外移住センターが行います。この期間内に赴任のための用意、荷造り、挨拶をします。（一方、JICA現地支部あるいは受入機関では、青年到着時の現地適応訓練や住居その他の受入準備をします。）

なお、挨拶は個人的な知人友人のほかに、各都道府県庁の協力窓口表敬をも忘れずに必ず行くように。そのためには、JICA各国内支部担当職員と連絡をとり、たとえば県の担当課の都合を聞いてそれに合わせるとか、その府県出身の青年と一緒に揃って訪れるようにすること。単に儀礼的な意味ではありません。県としても募集・選考の時から関心をもち注目しているはずですし、県の担当者としても青年の顔を思い出しつつ将来にわたって関わりをもつことになるのですから。

それらをすませて、移住センターには出発の数日前までに着き、アナカン（別送品）の発送はじめ出発事務手続きを進めます。（出発は原則として、全員同一便になります。）

この間に心掛けて欲しいことが2点、第1は、過去3カ月の厳しい訓練からの解放感、これから日本を3年も離れることへの感傷、学生時代の友人や親類知人の送別会と、どうしても飲酒の機会が増えます。暴飲・暴食、生活の不規則が極端に集中しやすく、健康を害しがちです。そのような事情で仲間からとり残され出発が遅延することのないよう健康管理には充分留意して行動すること。第2は、赴任の途につく時に、これまで苦勞して会得した現地語をすっかり忘れられたなどということのないように、約1ヶ月間のうちに進歩することは難しいとしても、覚えたことを忘れてしまうことなく復習の機会をつくるよう心掛けてほしいものです。

自動車運転免許証の国際免許証の取得や転出届（次項で説明する）も行うよ

うになります。

万一、出発遅延あるいはそのおそれが出た際はJICAと直ちに連絡をとり合うこと。その意味でもこの期間の旅行、移動についてはJICAに連絡し居所を明らかにしておくこと。

#### 4. 出発前の手続き

特に注意してもらいたいことや、忘れやすいことを2つ挙げておきます。

- 1) 国際免許取得 — 現在国内での自動車運転免許証を所持している人は、国際免許証を取得して携行していくことになります。この手続きは国内免許証記載の住所管轄の公安委員会で行います。その際国内免許証の期間更新が必要であれば同時に行います。なお、国際免許は原則として短期旅行者のためのもので、長期滞在者は後に現地で免許を取り直す必要があります。

また、単車には国際免許はありません。単車（自動二輪）だけの免許保持者は、日本の免許証を持っていて、在外支部等の指導に従って手続きの上、現地の免許証を入手できるようにするか、現地で免許を取り直すかすることになります。

- 2) 転出届 — 住民登録をしている市区町村で海外に3年間勤務する旨必ず届け出て下さい。届出をせず出発した場合、住民税納付の請求があったり、赴任中に抹消されてしまい帰国後改めて本籍地から書類を取寄せて復活させなければならない等のことが生じます。

#### 5. 滞在査証

受入国への入国は、受入国や本人の職種によって、最初から永住査証をとって渡航することになります。永住査証が取れない場合には、一時滞在査証になります。活動期間の途中で査証期限が切れる場合は、受入機関と協議しつつ期限更新の手続きをとることになります。

## 6. 別送荷物（アナカン）

アナカンとは、UNACCOMPANIED BAGGAGE（LUGGAGE）の略で、これを日本語にすると、「別送貨物」となります。つまり別送申告書とはアナカン申告書のことです。品物の持込には当然制限があります。例えば、本人入国の時、酒1本持込んだとします。あと2本までは免税の場合、アナカンの中に3本入っていれば1本が課税対象となるわけですが、申告書がないと、入国時どの程度持込んだかの記録がないため、3本とも課税対象となってもやむを得ないことになります。

アナカンの引取りには必ず別送申告書を持ってくることを、出発前に旅行エージェントのオリエンテーションで説明されますが、忘れる人が何人かいます。従って申告書は入国の時にそのまま税関に提出し放しにせず、必ずスタッフを押されて返されるので、この書類がアナカン引取りの際必要不可欠なものであることに留意して、通関後もなくさぬよう保存しておくこと。くり返しくわしくいえばAIRWAY BILL（航空貨物引受証）、別送申告書、旅券、（トランク類の）鍵がアナカン引取りに必要です。あまり早くアナカンを送り、引取りまでに時間がたつと、1日1個口の単位で保管料を支払う必要が出てくるので、到着の予定を話して発送日の調整を依頼するのも一法です。

## Ⅳ 青年に対する J I C A の給付・支援

### 1. 海外手当の給付

#### 1) 現地生活費

活動期間中は、現地生活費が J I C A から支給されます。

その月額、それぞれの国に生活事情や物価の違いがあるので、受入国別に決定され、支給額に差があります。（ブラジルだけは、北部と南部の二地域に分けられる。）

ただし、受入機関が民間の営利企業などで、その企業が給与を支払う場合は、上記の定額から、この給与額を差引いた額が、J I C A から本人に直接支払われることとなります。

なお、各国の関係法規や、為替の変動状況などの拘束を受けて現地生活費などの支給方法も国別に異なる場合があります。

#### 2) 住居費

住居は受入機関からの提供を原則としますが、この無料提供が得られない場合、国別に予算の範囲内で別に定めるところにより、住居の賃貸実費が補てんされます。

#### 3) 福利費

別に定める海外開発青年の団体傷病及び生命保険契約の掛金相当額を支給します。（保険契約業務は J I C A が代行します。保険内容については、後述する諸補償制度の項を参照して下さい。）

（海外手当の詳細については、別添「海外開発青年の海外手当等に関する基準」第 2 章を参照して下さい。）

## 2. 自立創業資金積立金の給付

活動期間中は、別に日本国内で、“自立創業資金積立金”を積立てておきます。

これは、活動期間が終わった後、現地に定着する人には以後の創業資金の一部、日本で生活する人には、その後の事業、生活資金などに使っていただくためのものです。

自立創業資金積立金は、その旨については、青年の活動終了時に支給し、残余については、活動終了後一定期間内に移住意思が確定した青年についてのみ、移住実行時以降に支給することとなっております。（詳細については、別添「海外開発青年の海外手当等に関する基準」第2章を参照して下さい。）

## 3. 往復旅費等の給付

日本から中南米の受入国へ行く旅費と、活動終了後日本に帰る人には、その帰国旅費を支給します。

（詳細については、別添「海外開発青年の海外手当等に関する基準」第3章を参照して下さい。）



#### 4. 諸補償制度

海外開発青年の福利厚生対策については、基本的には国内在住期間（渡航前訓練に参加した日から赴任のために本邦を出発する日の前月までの期間）は、青年各自の加入する「国民健康保険」で対応し、海外活動期間についても、青年各自が受入国の公的社会保障制度に加入して、傷病等に備えることとなりますが、これら制度を補完するため、青年の本邦と受入国との間の赴帰任の旅行期間の災害に備えて、JICAは前述の福利費の支給として、下記の保険加入契約を実務上の便宜措置として青年に代り代行します。

##### 1) 普通傷害保険加入契約

(1) 期 間：国内在住期間

(2) 担保内容：(イ) 傷害死亡・後遺障害 最高3,500万円

(ロ) 傷害治療 (i) 入院費用（1日に付） 7,500円

(ii) 通院 “ ” 5,000円

##### 2) 海外旅行傷害保険加入契約

(1) 期 間：海外活動期間及び赴帰任の旅行期間

(2) 担保内容：(イ) 傷害死亡・後遺障害 最高3,500万円

(ロ) 傷害治療 最高 500万円

(ハ) 疾病死亡 最高3,000万円

(ニ) 疾病治療 最高 500万円

(ホ) 賠償責任 最高1,000万円

5. その他の支援：

JICAは、青年の就労、技術の行使、発揮が円滑、有効に進められるよう、受入機関と連絡をとりながら、配慮します。

そのかわり、青年の現地生活への適応、将来計画の作成、定着準備への移行などそれぞれの局面で、個人的なご相談に応じたり、必要情報を提供したりして、その行動を支援いたします。

6. 「海外開発青年の海外手当等に関する基準（国協達第26号）」

（別紙の通り）

海外開発青年の海外手当等に関する基準を次のとおり定める。

昭和60年7月3日

国際協力事業団

総裁 有田圭輔

国協達第26号

## 海外開発青年の海外手当等に関する基準

### 第1章 総 則

(目的)

第1条 この基準は、国際協力事業団(以下「事業団」という。)が、海外開発青年事業実施要綱(昭和60年国協達第22号)に基づいて送出する青年(以下「海外開発青年」という。)に対する海外手当及び自立創業資金積立金(以下「手当等」という。)並びに旅費に関する事項を定めることを目的とする。

(手当等の支給)

第2条 事業団は、海外開発青年に対し、手当等及び旅費を支給する。ただし、帰国旅費は、海外開発青年が受入機関に到着した日の翌日から起算して満3年を経過し、本邦に帰国する場合に限り、当該海外開発青年の申請に基づき支給するものとする。

(手当等及び旅費の種類)

第3条 手当等の種類は、海外手当(現地生活費、住居費及び福利費をいう。以下同じ。)及び自立創業資金積立金とする。

2 旅費の種類は、日当、宿泊料、食卓料、航空賃、船賃、車賃、移転料、着後

手当、支度料及び旅行雑費並びに上京及び帰郷等に要する旅費（以下「内国旅費」という。）とする。

（受入機関からの給与等の支給）

第4条 海外開発青年が、受入機関から、この基準に定める手当等に相当する現金の支給又は住居の提供を受けた場合には、これを手当等の一部とみなし、当該海外開発青年に対してこの基準により支給することとなる手当等から支給を受けた現金等に相当する額を控除して支給するものとする。

## 第2章 手当等の支給

（海外手当）

第5条 海外手当のうち現地生活費は、海外開発青年が受入機関に到着した日の翌日から、帰国のための現地出発日の前日までの期間について、3年を限度として、受入機関の地域別区分に応じ、別表第1の定額により支給する。ただし、海外開発青年が別に定めるところにより一時帰国した場合は、この限りでない。

2 海外手当のうち住居費は、現地生活費の支給期間中、受入機関から住居の提供を得られない場合に、当該海外開発青年に対して、その提供を得られない期間について受入機関の所在地域に応じ、別表第1に定める限度額の範囲内で、実費額を支給する。

3 海外手当のうち福利費は、別に定める海外開発青年の団体傷病及び生命保険の契約に基づく海外開発青年の掛金相当額とする。支給期間は現地生活費の支給期間とし、一時帰国の期間を含むものとする。

（自立創業資金積立金）

第6条 自立創業資金積立金は、前条第1項に規定する現地生活費の支給期間中、毎月別表第2の金額を積立て、活動期間終了後、海外開発青年の申請に基づきその3分の2を交付し、残余については1年以内に移住の実行の確認を経て交付するものとする。ただし、活動期間終了後1年以内に申請又は移住の実行がないときはこれを支給しないものとする。

2 前項の交付について、総裁が特別の事情があると認めた場合には活動期間終了前であっても既積立額の3分の2の範囲内で交付することができるものとする。

(海外手当の調整及び支払)

第7条 現地生活費は、受入国の物価事情の変動により随時調整を加えることができるものとする。

2 現地生活費及び住居費は、原則として3箇月分を一括して、当該3箇月の初日が属する月の前月の中旬までに送金する。ただし、海外開発青年が本邦を出発する際及び特別の事由がある場合には、別の取扱いによることができるものとする。

(手当等の計算)

第8条 海外手当及び自立創業資金積立金の計算期間は、月の初日から末日までとする。ただし、月の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その額は当該計算期間の現日数を基礎として日割によって計算する。

### 第3章 旅費の支給

(旅費の計算)

第9条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって計算する。

2 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。

(日当)

第10条 日当は、旅行の日数に応じ、別表第3の外国旅行の定額により支給する。

(宿泊料)

第11条 宿泊料は、旅行の夜数に応じ、別表第3の外国旅行の定額により支給する。

2 宿泊料は、航空旅行及び水路旅行については、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

(食卓料)

第12条 食卓料は、航空旅行及び水路旅行の夜数に応じ、別表第3の外国旅行の定額により支給する。

2 食卓料は、航空賃若しくは船賃の他に別に食費を要する場合又は航空賃若しくは船賃を要しないが食費を要する場合に限り支給する。

(航空賃)

第13条 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ、旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)により支給する。

2 航空賃の額は、次に掲げる運賃による。

(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、最下級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

(船賃)

第14条 船賃は、水路旅行について、路程に応じ、旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)及び必要な料金により支給する。

2 船賃の額は、次の各号に掲げる運賃及び必要な料金による。

(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の直近下位級の運賃及び必要な料金

(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃及び必要な料金

(鉄道賃)

第15条 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ、旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)及び必要な料金により支給する。

2 鉄道賃の額は、次の各号に掲げる運賃及び必要な料金による。

- (1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の直近下位級の運賃及び必要な料金
- (2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃及び必要な料金

(車賃)

第16条 車賃は、鉄道を除く陸路旅行について、路程に応じて、実費額により支給する。

(移転料)

第17条 移転料は、渡航に伴う住所又は居所の移転について、旧居住地(渡航前訓練に参加する際に居住していた地をいう。以下同じ。)から受入機関の所在地まで、又は受入機関の所在地から旧居住地までの路程等の区分に応じ、別表第4の定額により支給する。

(着後手当)

第18条 着後手当は、渡航に伴う住所又は居所の移転について、別表第3の外国旅行の日当定額の10日分及び宿泊料定額の10夜分を支給する。

(支度料)

第19条 支度料は、渡航について、別表第5の定額を支給する。

(旅行雑費)

第20条 旅行雑費は、渡航に伴う旅行の雑費について、海外開発青年の予防注射料、健康証明料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、入出国税、入出国手数料並びに空港利用税の実費額により支給する。

(内国旅費)

第21条 内国旅費は、渡航に伴う上京又は帰郷等のための旅行について支給する。

2 前項の内国旅費の種類は、内国鉄道賃、内国船賃、内国航空賃、内国車賃、

内国日当及び内国宿泊料とする。

- 3 内国日当及び内国宿泊料は、旅行先並びに旅行の日数及び夜数に応じ、別表第3の(1)の定額により支給する。

#### 第4章 雑 則

(海外手当等の返納)

第22条 海外開発青年が、次の各号の一に該当した場合には、別に定めるところにより、既に支給された海外手当等の全部又は一部を返納させることができるものとする。

- (1) 心身の障害のため業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合
- (2) 海外開発青年事業実施要綱(昭和60年国協達第22号)第6条に定める海外開発青年の義務を履行しない場合
- (3) その他種々の事実又は状況から判断して、海外開発青年として必要な適格性を欠くと認められた場合

(旅費の調整)

第23条 海外開発青年が、当該渡航における特別の事情により、この基準により旅費を支給した場合には不当に実費を超えた旅費を受けることとなる場合においては、その実費を超えるところとなる旅費又はその必要としない旅費を支給しないことができる。

(端数計算)

第24条 海外手当を支給する場合において、その支給額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 手当等及び旅費を外国通貨で送金するために外国通貨に換算する場合において、当該外国通貨の最少単位に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(特 則)

第25条 第5条第3項に定める福利費は、海外開発青年が渡航前訓練に参加し



た日から赴任のために本邦を出発する日の前日までの期間にも支給する。

(準用)

第26条 この基準に定めるもののほか、旅費の支給については、国際協力事業団外国旅費規程(昭和50年規程第23号)及び国際協力事業団内国旅費規程(昭和50年規程第22号)の例によるものとする。

(細則)

第27条 この基準を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、昭和60年7月3日から施行する。

別表第1

## 現地生活費及び住居費

(単位：米ドル)

受 入 地 域	現 地 生 活 費	住 居 手 当 限 度 額
ベ レ ー ン	2 8 0	5 0
サ ン ・ パ ウ ロ	2 4 0	5 8
ブ エ ノ ス ・ ア イ レ ス	3 0 0	1 6 0
サ ン テ ィ ア ゴ	3 0 0	1 3 1
ア ス ン シ オ ン	2 9 0	1 0 0
サ ン タ ・ ク ル ス	2 9 0	1 0 0
リ マ	3 0 5	1 5 0
ボ ゴ タ	3 2 5	1 0 8
サ ン ト ・ ド ミ ン ゴ	2 6 0	7 2

別表第2

## 自立創業資金積立金

自立創業資金積立金	月 額	9 0, 0 0 0 円
-----------	-----	--------------

(備考) 海外活動期間内における一時帰国の期間については事業団が認められた期間を海外在住期間とみなす。

別表第3

(1) 内国旅行の場合

日 当	宿 泊 料	
	甲 地 方	乙 地 方
1,400円	6,600円	5,900円

備考 1. 宿泊料の項中、甲地方とは、次に掲げる地域をいい、乙地方とは、他の地域をいう。

- (1) 東京都 特別区、八王子、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、国分寺市、国立市、田無市、狛江市
- (2) 神奈川県 横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦郡葉山町
- (3) 愛知県 名古屋市
- (4) 京都府 京都市
- (5) 大阪府 大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、和泉市、箕面市、高石市、東大阪市、泉北郡忠岡町
- (6) 兵庫県 神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市
- (7) 山口県 下関市
- (8) 福岡県 北九州市、福岡市

2. 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

(2) 外国旅行の場合

日当(一日につき)	宿泊料(一夜につき)	食卓料(一夜につき)
3,200円	9,700円	4,800円

別表第4

移 転 料

(単位:円)

鉄道5,000 km以上 10,000 km未満	鉄道10,000 km以上 15,000 km未満	鉄道15,000 km以上 20,000 km未満	鉄道20,000 km以上
193,000	210,500	228,000	246,500

備考: 路程の計算については、水路及び陸路1キロメートルをもってそれぞれ鉄道1キロメートルとみなす。

別表第5

支 度 料

支 度 料	90,000円
-------	---------

## V 青年に求められる義務

### 1. 受入機関に対する義務

さきに“海外手当”などの項で記した通り、JICAは青年に現地生活費、往復旅費などを支給しますが、これに対し青年は、受入機関で誠実に勤務し、自分の持つ技術を受入機関のために役立たせなければならない義務を負います。

受入機関は、いずれも日系社会やその周辺地域の発展に関係の深い団体ですから、そこへの労務、技術の提供は、当然日系社会の生活の向上などに、はね返って行きます。

ここで、もう一度「海外開発青年事業実施要綱」の青年の義務に関する条項を抜粋しましたので参考にして下さい。

(参考抜粋)

(海外開発青年の義務)

第6条 海外開発青年は、現地における活動を通じ、将来希望国に移住するための現地地域社会に関する知識を十分に吸収しなければならない。

2 海外開発青年は、原則として、事業団が指定する期間、事業団が指定する受入機関において、その者の有する技術・技能を適正に発揮しつつ、誠実に役務を提供しなければならない。

### 2. JICAとの約束

この活動期間中は、別に定めるところにより、JICAに定期的に近況連絡などの報告を行ない、必要の都度JICAからの指導、調整を受けますこととなりますが、その外にも「合意書」に定められている通り青年が遵守すべき事項やJICAに対する承認申請事項がありますので、現地活動遂行に当たっては、遺漏なきよう注意を喚起しておきます。

## Ⅵ 海外活動の実際

### 1. 活動中の心得と手続き

#### 1) 着任時の手続き

受入国到着後にまずやらねばならぬ手続きがあります。但し各国によって事情の相違があり、従ってやり方も一様ではないので在外支部等の指示を受けて実行すること。

(1) アナカンの引取 — 鍵、送り状 (AIRWAY BILL), 免税証明書をもって取得します。特に通関の厳しい国では、人からの依頼品の中身によく注意し、出発前のあずかる時点で品目、金額を確認しておきます。依頼品が多い場合はあらかじめリストにして持参するよう勧告します。

(2) 現地適応訓練 — 到着後直ちにある一定期間在外支部等からその国内での注意事項、心得などについてのオリエンテーションがあります。在外公館への挨拶、在留届の提出、外貨の現地通貨への交換等もこの期間に行う必要があります。

現地語学訓練 — 着後2カ月間、就労のかたわら言語習熟に目的をしばって実施します。各国の受入事情に応じて、実施方法は多少違っていますが、受入支部が受入機関側の協力を得てセットすることになっています。

(3) 外人登録 — 各国ごとに違いますが、必要な国は定められた期間内に登録、証明書 (IDENTITY CARD) の申請・取得などをせねばなりません。

(4) 国際運転免許証 — 国際運転免許証を現地の運転免許証に切換える必要があります。

(5) 銀行口座の開設 — 外貨による送金を受領するために銀行 (受入国内か第三国) に口座を開設する必要があります。この手続については、渡航前

訓練中に銀行の説明会が行われます。

- (6) 受入機関との業務打合せ — 青年に期待される業務は現実にはどのようなものか、青年はそれを受けてどのように活動するか、についての話し合い確認です。

その際自分が得意とするところは何か、を伝えることは大切であり、就労先の就業ルール（時間帯や出欠の取扱いなど）も聞いておくべきであるし、できることならば、自分の業務上の位置づけ等も知っておく方がよい。但し受入先の担当者からみれば外国である日本から“新入職員”が着任したようなものですから、いきなりすべて判ったりするものではないことをよく認識しておくこと。

いよいよ目的地に来たのだという、一種の力みや張り切り過ぎから、まだ受入先側の事情や周囲の状況をよくつかんでいないのに、日本の技術技能のレベルをそのまま当てはめてみたり、自分の経験や感想をもとに、業務の上で提案を試みたり注文をつけたりがちになります。“急がば回れ”と言われるように、着任早々からそんなに性急にならずに、まず自分の活動場所について落ち着いて観察することが大切です。受入先の機構や役割はどうか、どういう人がどんな仕事をどんな権限を持って担当しているか、予算はどうなっているかなどを知ることです。活動をするところには組織があり、職員つまり人がいて、資金つまり予算を持っているはずですから、それらの状況、いわゆるORGANIZATIONAL PICUTURE（自分が属している組織の“画”，状況と動き）を充分見聞きして、のみこむことが必要です。受入先の人たちだって、長年そこで仕事をしているのですから、日本の青年が着任して状況把握もまだ完全でないのにあれこれ進言してきても、自尊心を傷つけられることはあろうとも、そゝだその通りだと即答するわけにはゆかないでしょう。相手側の立場を理解しその心情を知ってこそよい活動が進められるであろうことをかみしめてくださ

い。

## 2) 緊急事態の対応

青年の就労先は、日系団体なので、通常の場合、相談相手もなく、行動判断に苦しむといった事態は極めて稀な事でしょう。しかし、旅行先などでは緊急事態に遭遇した時、どのように対処するか常に念頭に置いて行動すること。一口に緊急事態といってもいくつかの事例が考えられます。

- (1) 交通事故等 — 個人の事故の場合、まず受入先及び在外支部等と連絡をとること。状況によっては、空輸の処置あるいは医師の派遣、犠牲者がある場合はその後の法律上の問題が発生しますので、在外支部等の職員が現場に急行します。在外公館、家族と連絡を取りながら処理することになります。
- (2) 天災等 — 青年がいる国、地域に水害や地震がおきると、本人に直接影響がなくとも、外電で報道され、家族が心配します。被害が大きくなると、外部との通信がとだえ、在外支部等や在外公館への連絡さえできない恐れがあります。その場を動く必要が生じた時には、在外支部等の職員が行き違いで到着した時にわかるようにしておくことを忘れずに。
- (3) クーデターや内乱 — 内外情勢の動きから事前に予測できるクーデター戦争のぼっ発等の場合は、在外公館の指示に従い、周囲のデマに惑わされないよう細心の注意が必要です。このような非常時は国際情勢いかんで動くことが多いので、例えば現場で戦車が少なくなった多くなったといった目の状況だけで判断せず、在外支部等と連絡を密にして外部情報を持っている在外公館の指示に従うこと。いわんや、興味本位で現場視察等軽率な行動は避けるべきです。

いずれの場合にせよ、日常出張や旅行等、任地、受入先を半月以上も離れる時はその旨在外支部等に通報しておくことを厳守すれば、万一の事態になっても連絡し合えるものです。それを忘れたために、緊急事態の際所



在不明となって関係者に迷惑をかけてしまうことがないように、注意を喚起しておきます。

なお政変、内乱等のために青年の生命が危険にさらされたり活動ができない事態になったとき、あるいはそのおそれがある場合、JICAは青年に第三国への避難あるいは本邦に帰国させるなどの緊急措置をとることがあります。

## 2. 現地活動期間及び期間中の青年の処遇

### 1) 現地活動期間

青年が受入機関に到着した日の翌日から起算して満3年間となります。

### 2) 他地域調査

青年が現地活動期間中に、当該活動期間終了後の進路として海外定住を志向し、その促進のため受入機関の同意を前提として、当該活動地域以外の地域の調査を行なうことを認めますので、関係JICA在外支部に申請して下さい。尚、1回の調査期間は1ヶ月以内とし、この調査に要する費用は青年の負担となります。

### 3) 受入機関の変更

青年が現に就労中の受入機関を変更する必要があることは、非常に稀なケースと考えられますが、これを認める場合は原則として青年の移住促進に有効と判断される場合であって、かつJICA及び青年が就労中の受入機関の同意があるときに限られます。

尚、この変更に伴う移動に要する費用は、青年の負担となります。

### 4) 一時帰国

青年が活動期間中に一時帰国できる事由、期間は次の通りです。

- (イ) 青年が傷病治療のため一時帰国を絶対に必要とすると認められる場合には、60日間を限度として必要な期間。
- (ロ) 配偶者や1親等の親族が危篤あるいは死亡した場合には15日以内。
- (ハ) 青年自らが本邦で結婚する場合には15日以内。

なお、上記期間には順路直行の往復旅行に要する日数を加算することができます。また、一時帰国に要する費用は青年の負担となりますが、現地を留守にする期間が15日間に順路直行往復旅行日数を加算した日数以内であれば、その間は海外手当は継続支給されます。

### 5) 配偶者などの呼寄せ

ご本人が未知の国での生活と勤労に慣れ、海外開発青年としての活動を軌道に乗せるには、通常一年は必要であり、この間は単身で行動した方がずっと効率的です。

また、本人が先に現地事情に慣れ、呼寄の準備を整えてから呼んだ方が、ご家族にとっても、家庭の現地定着が円滑に進むというものです。

したがって、最初に現地に赴く時は、単身で渡航することをおすすめします。

呼寄せる場合は、次のような条件がありますから、これを守って下さい。

- (1) 事前に受入機関とJICAの諒解をとること。
- (2) 配偶者などの現地生活と往復旅行に係ることは、一切ご本人の責任と費用負担においてなされるべきこと。

家族と一緒に現地に住むことは、個人の出費を余儀なくされ、日本では経験しない苦楽を伴うものです。

しかし、現地定着の可能性を実地に追求するという点からは、自分のみならず配偶者も同じ状況の中にあって体験を共にすることは、少なからぬ意義があるといえましょう。

#### 6) 資格の喪失

青年が現地活動中に、次の各号の一に該当した場合には、海外開発青年たる資格を失ない、当然JICAからの給付、支援も打切られることとなりますが、場合に依っては、JICAは青年に既に支給した海外手当等の全部又は一部の返納を求めることができることとなっています。

このような不幸な事態の発生が絶無であるよう、切望いたします。

- (1) 心身の障害のため業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合
- (2) “要綱”第6条に定める青年の業務を履行しない場合
- (3) その他種々の事実又は状況から判断して海外開発青年として必要な適格性を欠くと認められる場合において、JICAの是正指示に応じないとき。

## Ⅶ 活動終了後の進路

海外開発青年として3年間の活動を終了した後の進路については、青年各自の自主判断に任されます。

### 1. 想定されるケース別分類

#### <海外定住(移住)>

#### 1) 帰国せず現地定着する場合：

海外活動期間中に現地定着の意思が固まり、着々とその準備に着手していた青年がそのまま現地に残って自己の新生活の建設に専念するケース。

#### 2) 諸準備のため一時帰国後移住する場合：

上記1)同様、活動期間終了後も引き続き海外に生活基盤を求め、海外定着準備のため一旦本邦に一時帰国後、移住するケース。

#### <本邦帰国>

#### 3) 帰国して本邦での生活に復帰する場合：

3年間の海外活動体験を通じ、自らの海外定着の意思と適応性あるいは将来計画の見通しを確かめた結果として、若しくは一身上等止むを得ぬ事由のため、自らの判断に基づき自己の将来の生活基盤を本邦に求め帰国するケース。

#### <海外滞在>

#### 4) 定着の意志なく、活動終了後も海外滞在する場合(現地解約)：

原則として認めません。

但し、特に活動満了後の進路計画が、直ちにその第一歩を実行する必要があり、かつどうしても4週間の帰路変更期間のみでは目的を達し得ない場合(例えば海外の大学等でのより高度な研究や技術研修等確かな目的があるとき)には、具体的な目的、行先、期間等を記した青年からの申請書に基づき、

現地活動期間を満了した時点で海外開発青年としての身分解約を認めることがあるケース。

## 2. 活動終了後の取扱い

### 1) 前記 1.の 1) および 2) のケースの場合：

どちらの場合にあっても、取扱いは一般移住者として J I C A による移住者援護業務（融資を含む）の対象となります。

尚、これらのケースの場合、定着希望国が体験国と異っていても、その選択は自由です。

### 2) 前記 1.の 3) および 4) のケースの場合：

帰国後および現地解約後の行動は青年個人の責任において進めることになっており、J I C A は日本国内での就職の斡旋その他の援護は行ない得ないので、あらかじめ御諒承願います。

3. ケース別 JICA 給付の取扱い (一覧表参照)

ケース 費目	海外活動期間満了青年				途中解約		
	海外定着	一時帰国後 移住	本邦帰国		現地解約	本邦帰国	現地解約
			帰路変更期間内	帰路変更期間違反			
帰国旅費	支給(但し、活動満了後、一年以内一時帰国の場合)	支給	支給	支給(但し、運賃は返納)	不支給	不支給	不支給
現地生活費	-	-	-	-	-	停止又は返納	停止又は返納
住居費	-	-	-	-	-	停止	停止
自立創業資金 積立金	支給(3/3)	支給(3/3) (但し、一年以内移住実行の場合)	支給(2/3)	支給(2/3)	支給(2/3)	解約事由に依り 不支給	解約事由に依り 不支給
福利費	支給 (活動期間満了日まで)	支給 (帰国認定日まで)	支給 (帰国認定日まで)	支給 (帰国認定日まで)	活動期間満了日まで停止	帰国日で停止	解約日で停止



## VIII 帰国時の手続き

### 1. 帰国準備

JICAは活動期間満了に伴い、本邦に帰国する（一時帰国を含む。）青年の申請に基づき、約1ヶ月前に移転料、航空賃等の帰国経費を青年の海外私金口座に送金します。

- 1) 帰路変更手続き — 帰路変更の項参照。
- 2) 帰国便の連絡 — 帰国経路、東京着の日時と便名は現地JICA支部と事前に打合わせる。この連絡をもって、家族に帰国予定を知らせます。
- 3) ビザ取得 — 帰路変更の際は国によってビザ（査証）を必要としますので、各自必要なビザは各国在外公館で自費取得することになり、その際若干の日数を要します。
- 4) 航空券の予約 — 特に乗継ぎの際は予約の確認をしておくこと。
- 5) アナカン（別送品）の発送 — 多量でしかも4週間の帰路変更をする際は日本の保管料がかかるので、発送を遅らせてもらったり、着払いの方法等もあります。
- 6) 予防注射 — 特にコレラは有効期限が6ヶ月で切れるので日本に着くまで有効かどうか確認しておくこと。
- 7) 出国許可 — 国によっては外人登録をした所での許可を必要とします。
- 8) 持出禁止品 — 国によって骨董品、毛皮等あらかじめ許可を必要とする物、持出禁止品目があるので注意します。刃物類等日本で持込みが困難な物もあります。生き物、植物検疫等も注意します。  
イ．国際植物防疫条約 — 植物類の輸入には検疫証明書が必要です。特に果物類は輸入に厳格な基準があって事実上不可能に近いものです。果物の苗木は1年間の隔離検疫が必要となります。種子、米、とうもろこし等持込



みには注意して下さい。土壌も禁止です。

ロ、家畜伝染予防法 — 動物類も検疫証明書が必要です。毛皮はなめしてないものは消毒が必要です。はくせい、角、骨等も検疫証明書が必要です。肉類は輸入できません。生き物では、猿、猫、小鳥は可能ですが、犬は狂犬病予防注射の30日以上180日以内の証明書が必要です。ない場合は2週間の係留後となります。嚙蹄類(例えば牛や鹿)にいたっては、3カ月前の輸入申請が必要です。

9) 税関関係 — 引越荷物は課税対象になりません。促し、じゅうたん、ステレオの類は使用していても引越荷物として取扱わず、課税対象となります。1品目で多量に持込む場合は商業品扱いとなり、業務通関として課税されます。

## 2. 帰路変更

活動期間を満了し、帰国する場合、直行ばかりでなく、研修や見聞を広めるために一定期間内の帰路の変更が認められます。帰路変更を希望する場合には、あらかじめ1ヶ月前までに帰路変更の申請を在外支部長あて提出します。

支部長は承認した後、速やかにJICA本部に報告することになっています。帰路変更の期間は4週間以内（活動期間満了後の任国内滞在日数も含む。）で、危険区域あるいは国交のない国を除いて承認されます。

なお、JICAは順路直行による帰国旅費相当額を支給しますが、帰路変更に伴う旅費の超過分については、青年の自己負担となります。

（重要な注意事項）

- イ．上記の4週間以内という期間は必ず守ること。
- ロ．帰路変更の途上、便名、帰国日をやむを得ず変更するときは旅先でJICA（移住事業部）あて電報連絡すること。これについては次の「スケジュール変更」で説明します。

### 3. スケジュール変更

「帰路変更」に当っては、行先、フライト、日時まで予定を立てて申請し、それに基づいて承認することになっています。途中の多少のやむを得ない日程変更は別としても、特に本邦到着日、到着便については、必ず①在外支部を通じ、②在外支部を通じ難い場合は直接、JICAあて通報しておくこと。本人は特にその必要を感じなくとも、帰国する日も間近かになりますと、家族、友人、アナカン到着の航空会社等からJICAに問合せがあります。ですから本邦到着前にJICAが責任をもって応答できる期日を把握しておくことが必要不可欠です。特に任国を出発後、旅行の途中で当初の予定を変更せざるを得ないことになった時は、本邦到着日、及びフライト（到着便）変更を速やかに通知すること。手紙では間に合わないと考えた時は、電報でJICAへ。国際電報のあて先は「JICA HDQAJ22271 TOKYO」だけでよろしい。末尾に自分の姓名及び任国名をわすれずに。

◎ 本邦到着予定のJICAあて電報の一例

JICA HDQAJ22271 TOKYO

ARRIVING NARITA NOV.15 BY JL 714

YAMADA TARO (BRAZIL SEINEN)

## Ⅸ 帰国後の手続き

帰国後行う手続きを列記します。

1. 帰国届 — 帰国届を提出して下さい。これに基づいて帰国手続きを行い、情報処理、経理事務処理、各支部等への通知をします。
2. 自立創業資金積立金の受給 — 積立金はJICAの指定銀行に積立てあります。  
受給手続きは、JICAの指示に従って下さい。  
尚、積立金の引出しについては、前記IV(青年に対するJICAの給付・支援)の2.(自立創業資金積立金の給付)を参照して下さい。
3. 部長面接 — 移住事業部長に3年間の報告挨拶をします。問題点や提言があればその時の報告をもとに検討・改善をはかります。
4. 移住相談 — 海外活動期間中に、海外定住を決意しており、その諸準備のために一時帰国された方、及び帰国後移住を決意された方は、最寄りのJICA国内支部へ御相談下さい。
5. アナカン引取り — 東京(成田)以外の国際空港(福岡、大阪)宛であればそれぞれの空港で引取ることになります。旅券、別送申告書、AIRWAY BILL 等が必要なことは前述の通り。
6. JICA国内支部への挨拶 — 帰省した際には、最寄りの国内支部への挨拶も励行して下さい。

移住に関係の深い JICA 現地支部

	名称	所在地	手紙	TEL(電話・テレックス)		名称	所在地	手紙	TEL(電話・テレックス)
ブラジル ベレン	Anexo do Consulado Geral do Japao	Rua 15 de Novembro No. 226 Apto. 701/5 Ed. Chamie, Belém, Estado do Pará, Brasil	Caixa Postal No. 421 Belém Para, Brasil CEP:66000	(091)222-0056, 222-0118, 222-0244 JICABL BELEM CALL: 38911508 AAB: 911508 JAMI BR	パラグアイ アスンシオン	Agencia de Cooperacion Internacional del Japon	Oliva 845/55 Edificio "OLIVA" 1º Piso al 3º Piso	Casilla de Correo Nº:1121 Asunción, Paraguay	Nº :(021)9-7516 al 9-7519 JICA ASUNCION CALL: 305348 AAB: 348 PY JICA
リオデジャネイロ	"	Rua Barão do Flamengo, No. 22, Apto. 602 Flamengo, Rio de Janeiro, Estado de Rio de Janeiro, Brasil	同左 CEP:22220	(021)205-1194, 205-1096 JICABRAS RIO DE JANEIRO CALL: 382122469 AAB: 2122469 JAMI BR	アルゼンティン ブエノスアイレス	Agencia de Cooperacion Internacional del Japon	Dr. Ricardo Rojas 401, 8º-Piso 1001-Buenos Aires, Argentina 1001	同左	311-05414, 312-8926, 312-8344 JICABA BUENOSAIRES CALL: 339233 AAB: 9233 JICA AR
サンパウロ	"	Rua São Joaquim, 381 6º andar Liberdade, São Paulo, Brasil	同左 CEP:01508	(011)279-6577 JICASANPAUL SAOPAULO CALL: 381123371 AAB: 1123371 JEAF BR	ボリビア サンタクルス	Agencia de Cooperacion Internacional del Japon en Bolivia	Avenida Velarde No.10, Santa Cruz, Bolivia	Casilla de Correo No. 555, Santa Cruz, Bolivia	(033)2-2245 (総務課) (033)2-5339 (業務課) (033)2-4163 (業務課) JICA SANTACRUZ BOLIVIA
レシフェ	"	Av. Dantas Barreto. 191 Fdificio Santo Antônio, S/222 Recife, Pernambuco, Brasil	Caixa Postal, 1627 Recife, Pernambuco Brasil CEP:50000		チリ サンティアゴ	JICA Oficina en Chile	PROVIDENCIA 2653, Edificio FORUM 808, SANTIAGO, CHILE	CASILLA 16137, CORREO 9, SANTIAGO, CHILE	4-1332 JICACT SANTIAGO CALL: 3645153 AAB: 645153 JICA CT
ポルトアレグレ	Escritório do Anexo do Consulado Geral do Japão	Av. Carlos Comes, Nº1, 155 Sala 502 Pôrto Alegre, Rio Grande do Sul, Brasil	左記住所または私書箱 (Caixa Postal Nº 2698, Pôrto Alegre-RS, Brasil.)宛 CEP:90000	(0512)31-9233 JICAPA PORTOALEGRE BRASIL	ペルー リマ	Oficina Representativa en el Perú-JICA	Av. Salaverry 3150-San Isidro, Lima-Peru-Aptdo. 5942 Lima 17	Av. Salaverry 3150-San Isidro, Lima-Peru	61-4684 62-8236 JICALIMA PERU CALL: 3621295 AAB: 21295PE JICALIMA
ドミニカ サントドミンゴ	Agencia de Cooperacion Internacional del Japon	Calle Lea de Castro No.252, Santo Domingo, Republica Dominicana	Apartado No.1163, Santo Domingo, Republica Dominicana	689-7677 JICA SANTO DOMINGO	コロンビア ボゴタ	JICA Bogota Office	Carrera 11 No. 86-60, Oficina 501, Bogota, D.E., Colombia	Apartado Aereo No. 90861, Bogota, Colombia	

国際協力事業団国内機関一覧表

機 関	〒	所 在 地	電 話
移住事業部 国内事業課	163	東京都新宿区西新宿2-1 私書箱216号（新宿三井ビル内）	03-346-5349
（国内支部） 北海道支部	060	札幌市中央区北四条西5-1-3 （北門館ビル内）	011-221-6661
東北支部	980	仙台市一番町一丁目3番1号 （日本生命仙台ビル8F）	0222-23-5151
関東支部	160	東京都新宿区本塩町8-2 （住友生命四ツ谷ビル内）	03-359-8281
中部支部	460	名古屋市中区丸の内2-4-7 （県産業貿易館西館内）	052-221-7103
関西支部	530	大阪市北区堂島二丁目2番2号 （近鉄堂島ビル8F）	06-345-3621~4
中国支部	730	広島市中区中町7番32号 （日本生命広島ビル8F）	082-247-2851
四国支部	760	高松市番町5-1-24 （観光ビル内）	0878-33-0901
九州支部	812	福岡市博多区博多駅前2-9-28 （商工会議所ビル内）	092-451-3380
熊本出張所	860	熊本市花畑町1-4 （熊本東京生命館内）	096-322-1315
沖縄支部	900	那覇市西3-10-102	0988-68-0136
（付属機関） 海外移住センター	235	横浜市磯子区西町16-5	045-751-1121~5
海外移住研修所	371 -02	群馬県勢多郡宮城村大字柏倉字溝 ノ口4114	0272-83-3225

JICA